宮内官僚 森林太郎

昭憲皇太后はなぜ誤りなのか

第四回

野口武則

新聞をにぎわせた追号問題

大正九（一九二〇）年は、帝室博物館総長兼図書頭の鷗外が『元号考』の編集に取りかかった年である。歴代天皇のおくり名の典拠を考証する『帝諡考』の執筆を終え、次なる公務に着手していた。そのさなか、皇室を巡るある騒動に関わることとなる。

東京・代々木の地に政府によって明治神宮が造営され、十一月一日に鎮座祭が行われることになった。祭神は明治天皇とその皇后だった昭憲皇太后である。ところが、鎮座祭を目前に控えた十月、追号を巡る問題が新聞紙面をにぎわせた。十月十六日付の東京日日新聞が以下のような事情を報じた。

「三度元老会議が諮りしは／昭憲皇后と申し上げん議／十一月一日明治神宮に御合祀の事より＝／会議未だ纏らず昨日も其儘散会／皇室典範も教科書も改正か

（前略）先頃端なくも一元老より御神体に御諡号を併せ記し奉る際、昭憲皇太后と申上ぐるは、御母君の如き

明治天皇の皇后だった昭憲皇太后の御真影＝宮内省提供

意を後世の国民に胎さずや、との建言ありたる為め、過般来遽に元老の会議となり、果ては山県、大隈公侯の往来となり、政界の暗雲など世間の臆測もありしが、実は最近三回の元老会議にも、主なる議題として此の建言が議論されたるものなりと聞く。昨十五日の元老会議に於ても此の重大問題付議されしが、事軽々に決定さるべからざる性質のものとて、尚ほ未決の儘散会したる（以下略）」

しばらく後、十月二十七日付の東京朝日新聞は、経緯や構図を分かりやすく解説している。

「昭憲皇太后／御称号の論議／学者側は「皇后」説を主張し／有力大官等は「皇太后」説／新殿祭を明日に控え／解決は一元老の手に

来月一日、明治天皇と御同座にて明治神宮に鎮座申上ぐる昭憲皇太后の御称号に就ては、予て篤学なる某高官が歴史的研究を基礎として「昭憲皇后と称し奉る方が正しい」といふ議を宮内大臣の手許に提出したのが発端となつて、当局間の問題となり、御神体なる御神鏡に御称号を刻すべき関係もありて、旁本月中旬に執行される筈であつた新殿祭も二十八日に延期された次第であると伝へられる」

要するに、昭憲皇太后という追号は誤りなので、昭憲皇后に正すべきだという議論である。天皇の后の称号は皇后

だが、代替わりして天皇の母となれば皇太后、さらに次の世代になり天皇の祖母になれば太皇太后へと変わる。明治天皇の皇后だった美子は、天皇の逝去によって称号は皇太后となり、その後、大正三（一九一四）年四月九日に六十四歳で亡くなった。その際に昭憲皇太后と追号（おくり名）が贈られたのだが、これが間違いだったというのだ。

明治神宮のホームページに「Q&A～よくあるご質問と回答～」の項目があり、「なぜ、昭憲皇后でなく昭憲皇太后なのですか？」という問いと回答が掲載されている（https://www.meijijingu.or.jp/faq/?ca=2）。

亡くなった人に対しては生前の最高の位で呼ぶのが通例で、「皇太后」の称号では「皇后」より下位になってしまう。さらに、天皇と皇后を並んで称する場合は「天皇・皇后両陛下」となる。明治天皇と共に祭るのならば、「明治天皇・昭憲皇后」として天皇と対になる皇后の称号を使うのがふさわしい。「皇太后」の称号で一緒に祭ると、明治天皇の母だと勘違いされる。にもかかわらず、美子が亡くなり追号を贈る際、当時の宮内大臣が「皇后」に改めないまま、当時呼ばれていた「皇太后」として大正天皇に上奏し、裁可を得てしまったというのだ。

ちなみに、大正天皇后の節子は貞明皇后、昭和天皇妃の良子は香淳皇后と追号された。いずれも天皇が逝去した後に皇太后となっていたが、贈られたのは「皇后」である。つまり、昭憲「皇太后」が誤りだったことを後に宮内庁は認めている。

契機となった某高官の建言

東京朝日新聞の記事に戻ろう。「篤学なる某高官」がこの年の五月下旬、七月下旬、九月下旬の三回に渡り、「皇后」と改めるべきだと主張する論文を宮内大臣に提出したという。七月下旬ごろから「宮内省図書、諸陵両寮及び式部職中には同氏の説に賛意を表明する者も出て」、賛同が広がった。図書寮にも賛同者がいたことから、鷗外もその一人だろうか。

しかし、結局、この建言は受け入れられず、十一月一日に昭憲皇太后のまま明治神宮に祭られ、今日に至っている。

東京朝日新聞は十一月二十三日付の記事で、「某高官」は「国学者として有名な陸軍中将榊原昇造氏」と種明かしをした。軍人として著名でないが、韓国駐箚軍参謀長、広島湾要塞司令官、由良要塞司令官などを歴任し、大正三年に予備役に編入された。幕末・明治期に活躍した津和野藩出身の国学者・福羽美静の門人で、生前に福羽が熱心に「皇太后」と称することに反対したため、榊原の主張はそれに基づくものだった（『倉富勇三郎日記』大正九年八月二十四日条）。陸軍省医務局長時代の鷗外の日記には、韓国に派遣される榊原を新橋まで送った（明治四十二年八月

二十二日条）ことが記されるなど、二人の間には親交があった。

榊原本人はその後、大正十一（一九二二）年二月一日発行の『国学院雑誌』に、「宮内省の大官等に寄送」したという論文を寄稿した。論文の日付は大正九年の「五月七日、十日」「七月二十八日」「九月二十八日」で、十月の新聞記事とおおむね一致する。本人の寄稿からも、「某高官」は榊原と断定できる。

ちなみに、「追号」と「諡号」について、鷗外は『帝諡考』で厳密に区別する。ただし、当時の政府は、諡号も含め亡くなった天皇、皇后らに贈るおくり名の総称を追号としている。未成立のまま大正期に審議が続いていた皇室喪儀令案では、追号決定手続きを定める第二条の解説部分で「追号勅定の制は古来の典例に基づき茲に之を明文に著したるに過ぎず。蓋所謂国諡、漢諡、院号、陵号等何種の称呼に論なく、今定めて之を追号と曰ふなり」（宮内公文書館蔵「皇室喪儀令案定本　伊藤帝室制度調査局総裁上奏」）と記していた。追号と諡号を巡る認識の違いが問題の根底にあるのだが、次回以降で解き明かすこととする。

憤りを連ねた「特異」な書簡

『鷗外日記』に昭憲皇太后を巡る問題が初めて記されるのは、大正九年六月七日条である。親友の賀古鶴戸宛書簡で大正の元号について「不調べの至」と不満を伝えてから、およそ一カ月半後のことだ。

「晴。（博物）館に参ず。石原次官、昭憲皇后を称するを允す可きや否やを咨る。予告ぐるに、允す可きを以てす」

新聞報道の三カ月ほど前に宮内省内で話題に上がっていた。宮内次官の石原健三から「昭憲皇后」と称してよいかと相談があり、鷗外は「認めてよい」と答えている。

日記の六月二十五日条には「（宮内）省に参じ、昭憲諡号の事を議す。又、新宮相に見え、皇統譜之事を言う」とある。省内で昭憲皇太后の諡号を巡る議論があり、鷗外も参加している。「皇統譜之事」が何を意味するのかは、全集の日記や書簡を見る限りでは判然としないが、後ほど考察する。さらに九月十五日条に「榊原昇造中将来たり英照、昭憲両皇太后追号の事を言う」と記される。英照皇太后は幕末の孝明天皇の后のことだ。榊原が訪ねて来て、「昭憲皇后」に改めるよう働きかけたのだろう。

昭憲皇太后問題については、鷗外が意見を述べた賀古宛の書簡が『鷗外全集』に収録されている。封筒が欠けているため正確な日付は不明だが、文末に「八日」と記される。日記の六月七日条で石原次官とこの問題について協議していることなどを根拠に、全集では「書簡番号一三八三　推定、六月八日」となっている。長文なので前半部分のみを紹介する。

「拝啓昭憲皇太后問題は

一、昭憲と其前の英照とが吾国に先例なき支那風の諡をなししにて之を為したるが、十分考へての上のことにあらず。極言すれば軽率なりしにあらずや

若しこんな支那風之諡が必要なることならば、何故に明治天皇に真の諡を上らざるか。元号（年号）は世間に何の名の上にも冠するものにて、尊貴なる御尊号とするには不似合にはあらずや

二、昭憲の下に皇太后と云ふは、我国には故実なきことなり。支那は奈何といふに、漢以来、皇太后にせよ太皇太后にせよ喪が畢つて廟（我国なら皇霊殿）に祭り込む（礼に此祭を祔と云）以上は必ず皇后と称す。「廟に入りては皇后といふ」とは諺の如くになり居ることなり。此程のこともしらべずなしたるさかしらなり

枢密院にては「皇太后を皇太后とせしは誤にあらず。誤にあらざるゆえ直す筈はなし」と法律的に論ずる由なり（二上某立案にて山県公の御耳に入居る）。これは「廟に入りては」と云ふ故事を知らぬ故のことなり

殊に神宮の祭神を皇太后と云ふに至ては、不体裁此上もなきことにて榊原の申す通なり

三、しかし、こんなことは外にも沢山あり。それ故に御来示の如く根本的に弊を除くには、帝室制度審議会に諮詢機関（支那の三礼　周礼、儀礼、礼記　に通ずるもの少くも一人、我国の典故に通ずるもの少くも一人、ことによると双方をまとめて使ふ世話やき一人入用かも不知也）を置く外なしと思考す

審議会には礼や典故を知るもの一人もなし。それ故伊藤博文公時代に多田好問を使つて作つた原案が絶待の権威を有し居候なり。それがどれほど不調かと云へば、一二例として次の項を挙ぐることを得べし（中略）

四、しかし、これは審議会のみの問題にあらず。宮内省全体が典故に関する機関を有せぬは欠典にあらずや（以下略）」

鷗外の主張は主に以下の通りだ。

一、昭憲、英照という「支那風の諡」（漢風諡号）は我が国の先例にない。漢風諡号が必要ならば、なぜ明治天皇に真の諡号を贈らないのか。

二、我が国で亡くなった天皇の后を「皇太后」と称する先例はなく、中国でも必ず「皇后」と称する。

三、昭憲皇太后問題のようなことは「外にも沢山」ある。根本的に正すには、宮内省が所管する帝室制度審議会に専門家による諮詢機関を新たに置く必要がある。

四、しかし、これは審議会だけの問題でなく、宮内省全体が歴史的な先例や故実に関する知識を欠いている――

鷗外の激しい憤りが伝わってくる。「十分考へての上のことにあらず」「軽率なりしにあらずや」「此程のこともし

らべずなしたるさかしらなり」「不体裁此上なき」「礼や典故を知るもの一人もなし」「それがどれほど不調か」と、畳みかけるように宮内省に対する不満を書きなぐっている。大正を「不調べの至」と断じた書簡に比べ、分量も熱量も段違いだ。

鷗外研究者の山崎国紀氏は著書『森鷗外の手紙』（大修館書店、一九九九年）でこの書簡を紹介し、「全鷗外書簡の中でも、特異なものであることを強調しておきたい」としている。

全集に記された通りに「六月八日」に書かれたものだとすれば、石原次官から相談を受けた翌日に、なぜかくも激しく憤っているのだろうか。怒りの対象は何だったのか。

宮内大臣に宛てた鷗外の提案書

鷗外は賀古宛書簡で、昭憲皇太后という追号は誤りで「榊原の申す通り」と記した。だが、榊原の考えに個人的に賛同しただけではない。図書頭として宮内大臣に正式な働きかけを行っていたのだ。

鷗外が宮内大臣に提出した「昭憲皇太后の御追号に関する件」と題する公文書（以下〈図書頭文書〉と記す）が、宮内公文書館に残されている。図書寮の「重要雑録　大正二～九年」という冊子に収められた「大正九年六月二十二日第一二号文書」である。鷗外在職中の図書寮の公文書は、宮内庁書陵部の職員によって整理、紹介されていたが、この文書の内容や意義についてはこれまで注目されてこなかった。

〈図書頭文書〉は二編からなる。冒頭の文書は毛筆で清書されている。図書頭の花押と宮内事務官、庶務課長の印が押され、宮内大臣宛で計三頁ある。その後に、ペンで手書きされた参考資料のような記述が計十八頁続き、合わせて一つの文書になっている。

まずは毛筆で清書された冒頭の文書を見てみよう。六月二十三日付けで執行済みの印が押され、立案、決裁は二十二日となっている。

「昭憲皇太后の御追号に関する件

曩に帝室制度審議会に於て調査せる皇統譜令草案に基き大統譜案目下編修中の処、昭憲皇太后の御追号に関し疑義相生じ候に付ては、左記の通、相心得可然哉。何分の御指令相成度、此段相伺候也。

大正五（※筆者注、「五」の上に二重線が引かれ、横に「三」とある）年五月九日、宮内省告示第九号を以て、故皇太后の御追号を昭憲皇太后と仰出されたり。

然るに、皇統譜令施行規則案付録様式「皇后」の欄には「何年何月何日何皇后と追号す」と記載すべき旨定められあり。謹て按ずるに、皇太后に此の如き御追号を上られしは、古くは神功皇后、近くは英照皇太后の

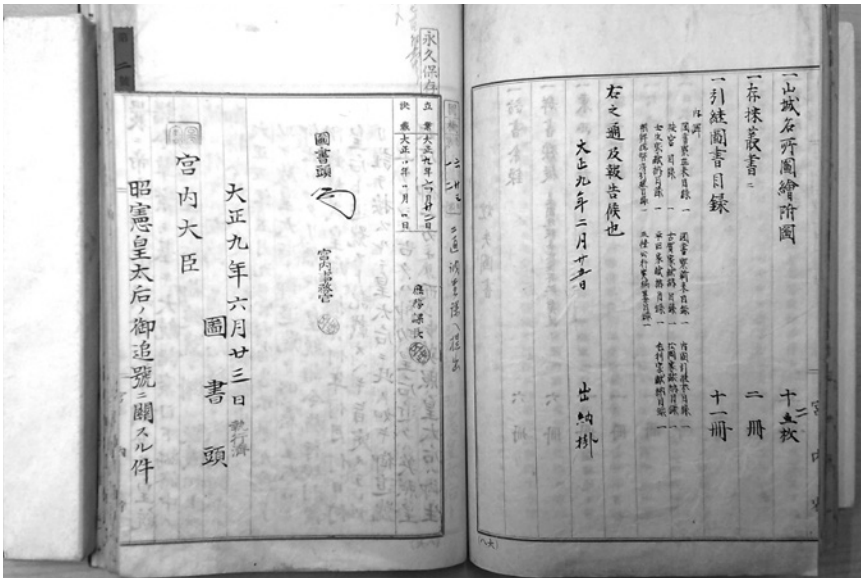

図書頭の鷗外が宮内大臣宛てに提出した提案書「昭憲皇太后の御追号に関する件」＝宮内公文書館蔵

御二方なり。而して英照皇太后は御生前后位に在らせられざりしが故に、昭憲皇太后と同じからず。之に反して、神功皇后は仲哀天皇の皇后にして、御子応神天皇降誕後、摂政元年十月二日皇太后と尊称せられ、後に至り日本書紀に神功皇后と書したり。是に由りて観れば、昭憲皇太后は御生前に於て、初め皇后、後に皇太后にてあらせられし御方に、崩御の後、御追号を上られたる者なること、神功皇后と同じきが故に、前告示に昭憲皇太后と仰出されし御称謂以外に、書紀の例を準用し、大統譜登録の場合には御追号を昭憲皇后と記載す。」

概要は以下の通りだ。当時、宮内省で作成中だった皇統譜令施行規則案の付録様式では、逝去した皇后の追号を皇統譜に記載する際には、年月日とともに「何皇后と追号す」と記載するよう記されている。皇太后に漢風の諡号が送られた例は、これまで古代の神功皇后と近年の英照皇太后の二例しかない。孝明天皇の后だった夙子（逝去後に英照皇太后と追号）は生前に正式な皇后の地位に就かなかったので、明治天皇の正式な皇后だった美子（逝去後に昭憲皇太后と追号）とは異なる。これに対し、神功皇后は第十四代仲哀天皇の皇后で、子の第十五代応神天皇が生まれた後に皇太后と称せられ、後に日本書紀では神功皇后と記された。神功皇后も昭憲皇太后も、生前に皇后だったが、夫である

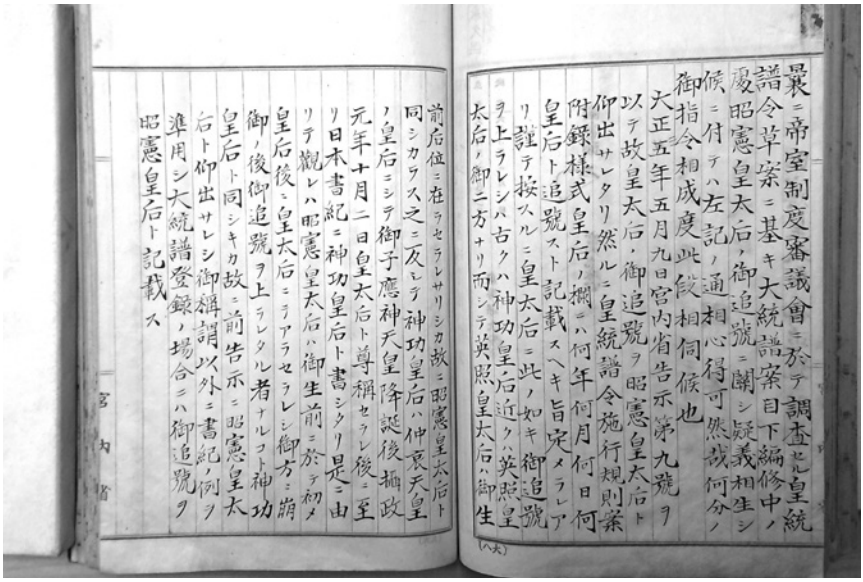
最ニ帝室制度審議會ニ於テ調査セル皇統譜令草案ニ基キ大統譜案目下編修中ノ處昭憲皇太后ノ御追號ニ關シ疑義相生シ候ニ付テハ左記ノ通相心得可然哉何分ノ御指令相成度此段相伺候也
大正五年五月九日宮内省告示第九號ヲ以テ故皇太后ノ御追號ヲ昭憲皇太后ト仰出サレタリ然ルニ皇統譜令施行規則案附錄様式皇后ノ欄ニハ何年何月何日何皇后ト追號スト記載スヘキ旨定メラレアリ謹テ按スルニ皇太后ニ此ノ如キ御追號ヲ上ラレシハ古クハ神功皇后近クハ英照皇太后ノ御二方ナリ而シテ英照皇太后ハ御生
前后位ニ在ラセラレサリシカ故ニ昭憲皇太后ト同シカラス之ニ反シテ神功皇后ハ仲哀天皇ノ皇后ニシテ御子應神天皇降誕後攝政元年十月二日皇太后ト尊稱セラレ後ニ至リ日本書紀ニ神功皇后ト書シタリ是ニ由リテ觀レハ昭憲皇太后ハ御生前ニ於テ初メ皇后後ニ皇太后ニヲアラセラレシ御方ニ嶋御ノ後御追號ヲ上ラレタル者ナルコト神功皇后ト同シキカ故ニ前告示ニ昭憲皇太后ト仰出サレシ御稱謂以外ニ書紀ノ例ヲ準用シ大統譜登錄ノ場合ニハ御追號ヲ昭憲皇后ト記載ス

天皇が逝去して皇太后となった後に追号が贈られたという形では同じである。神功皇后の先例にならい、大正三年五月九日の宮内省告示で昭憲皇太后と追号したものとは別に、今後、皇統譜に登録する際は昭憲皇后と記載するべきである――

日中后諡の先例

次に〈図書頭文書〉の後半部分を見てみよう。ペンで手書きの「英照皇太后昭憲皇太后の追号を英照皇后／昭憲皇后と改むべき議」と題する参考資料のような文書が添えられている。無記名だが、提出から三年ほど後、大正十二（一九二三）年七月一日発行の『国学院雑誌』に五味均平の名義で全文が掲載された。五味は、鷗外が図書頭在職中に図書寮庶務課長兼図書課長として支えた事務官である。榊原が論文を公表した約一年半後、同じ雑誌に発表された。分量が多いので、以下に概要のみ記す。

皇太后、皇后らの死後、一般には追号が贈られないことが多いが、国風諡、漢風諡、院号の三種がある。日本において、漢風諡は明治以前に后や皇妃に贈ることはなかった。江戸時代後期の光格天皇以後に天皇への諡号で漢風諡が復旧したことを典拠に、皇后にも初めて英照皇太后、昭憲皇太后という漢風の追号を定めた。しかし、「皇太后」という諡号は、中国における皇后に贈る諡号の先

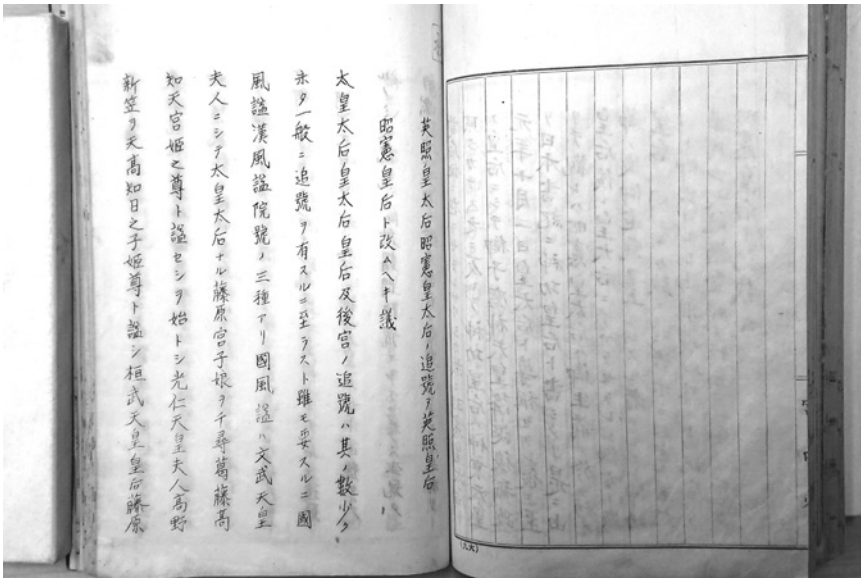
英照皇太后昭憲皇太后ノ追號ヲ英照皇后
昭憲皇后ト改メヘキ議
太皇太后皇太后皇后及後宮ノ追號ハ其ノ數少ク
ホヲ一般ニ追號ヲ有スルニ至ラスト雖モ要スルニ國
風諡漢風諡院號ノ三種アリ國風諡ハ文武天皇
夫人ニシテ太皇太后ナル藤原宮子娘ヲ子尋葛藤高
知天宮姫之尊ト諡セシヲ始トシ光仁天皇夫人高野
新笠ヲ天高知日之子姫尊ト諡シ桓武天皇皇后藤原

図書頭の鷗外が宮内大臣宛てに提出した提案書の後半部分。日本と中国における皇后の諡号に関する先例がまとめられている＝宮内公文書館蔵

例には当てはまらない。必ずしも中国に依拠する必要はないが、他に採用するべき事例がないため、中国歴代の后諡の制度を調べることで、将来に追号を用いる際の基礎にしようと思う。

一、皇后の在位中に亡くなった者の諡号は、某皇后または某后と称する。

二、皇后から皇太后、または更に太皇太后となった後に亡くなった者の諡号は、某皇后と称する。

三、皇太子妃として亡くなった後に夫が即位したり、正室の順位にある女官が正式に皇后とならずに亡くなったりした場合の諡号は、某皇后と称する。

四、亡くなった側室に対して皇帝が諡号を贈る場合も、皇后と称することを通例とする。

五、側室の子や孫が皇帝に即いた後、亡くなった先代や先々代の側室に諡号を贈る場合、某皇后、某皇太后、某太后と称する。

結論として、英照皇太后は例三、昭憲皇太后は例二に当てはまるため、ともに「英照皇后」「昭憲皇后」と改めるのが妥当である――

後半部分は、皇后の諡号を巡り日本と中国の先例を列挙し、『后諡考』とも言える内容だ。先例によると、皇帝の正妻は死後に「皇后」と諡号を贈られるのが通例で、正式な皇后の場合は例外なくそうなっている。側室でも死後に

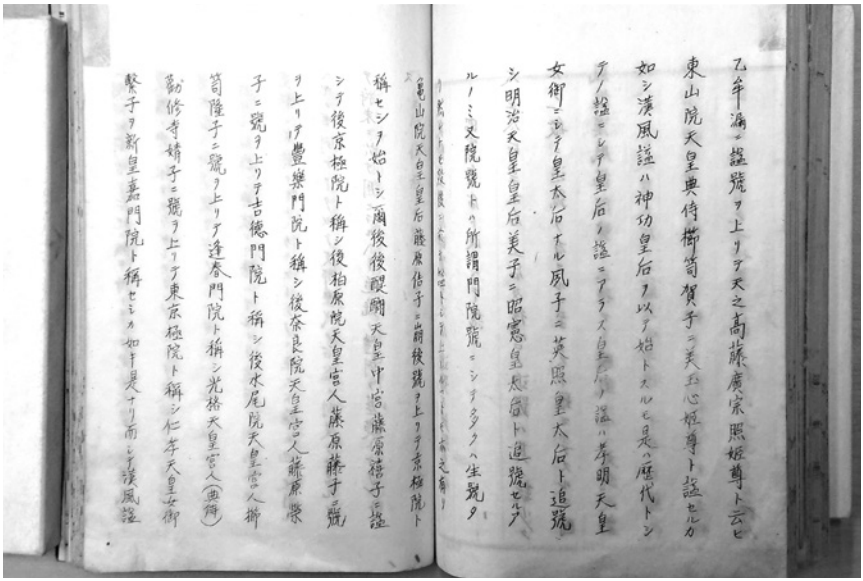

「皇后」の諡号が贈られる場合もあるが、皇后だった者に「皇太后」が贈られる例はない。こうした先例に基づけば、英照皇太后も昭憲皇太后も共に「皇后」に改めるべきである。

ただし、〈図書頭文書〉の冒頭部分で書かれた具体的な対応策は、宮内省が根底から誤りを認めて追号を改めるよう求めるものではない。図書寮が管理する皇統譜に「昭憲皇后」という本来贈られるはずの正しい追号も追記すべきという提案で、図書頭の職務の範囲内に収まっている。

先述のように、『鷗外日記』によると、大正九年六月七日に石原次官が鷗外に「昭憲皇后としてよいか」と相談している。そして、二十五日に鷗外は宮内省を訪ねて「昭憲諡号事」を協議し、宮内大臣に着任したばかりの中村雄次郎と会って「皇統譜之事」を言った。

〈図書頭文書〉は二十三日付なので、石原からの相談を受けて作成されたものだ。『日記』の二十五日条に記された「昭憲諡号事」とは、〈図書頭文書〉を巡る協議だったと推察される。そして、中村宮内大臣に言った「皇統譜之事」とは、〈図書頭文書〉の提言に沿って皇統譜に「昭憲皇后」と記載するよう求めたものとみられる。

追号問題を巡る二つの書簡

〈図書頭文書〉は大正九年六月二十三日付である。昭憲

皇太后問題を巡る賀古宛書簡（書簡番号一三八三）は、『鷗外全集』の日付だと「推定、六月八日」で〈図書頭文書〉より前となる。書簡に書き綴った憤りを基に、〈図書頭文書〉が作成されたことになる。

全集にはもう一通、昭憲皇太后問題に関する賀古宛書簡が収録されている。「書簡番号一三八六　六月、日不詳　秘親展　博物館より（使持参）」というものだ。昭憲皇太后問題が話題になっていることから、全集で「六月」に分類されたとみられる。

「同月十一日老公の御耳に入る、議は既に決しあり、皇太后は皇后に改む可く二上枢密書記長を以て当務者たる床並内務を説きつゝあり、実は御鏡に御名を刻む可く事は切迫しある也、（中略）

床並等我を張りて遂に聞かれず

但し此議は帝室制度審議会（伊藤巳代治）に妨げられ遂に成立せざりき」

「同月十一日」と始まることから、六月のうち十一日以降のいずれかの日になる。「床並」は神社行政を所管する内務大臣の床次竹二郎、「伊藤巳代治」は帝室制度審議会総裁の伊東巳代治を指すとみられる。ただ、書かれている内容が断片的なため分かりにくい。いずれにせよ二つの書簡は一連のものだと考えられる。

帝室制度審議会は皇室に関する法令を起草・審議する機関で、大正期に宮内省に設置された。伊東は初代首相・伊藤博文の側近として明治期に憲法や皇室典範の起草に関わって以来、一貫して皇室制度の整備に関わってきた。枢密顧問官も務め、大正期には有力政治家の一人だった。図書頭の鷗外は同審議会の御用掛を務めており、後にある事業を巡って伊東と衝突することになる。

二つの書簡には「二上某立案にて山県公の御耳に入居る」（一三八三）、「二上枢密書記長を以て当務者たる床並内務を説きつつあり」（一三八六）と、共通して「二上」が出てくる。枢密院書記官長の二上兵治を指していると推定しうる。当時の枢密院議長・山県有朋を支えた官僚だ。二上と山県の動きが分かれば、書簡と〈図書頭文書〉の前後関係が判明するはずだ。

『倉富勇三郎日記』を紐解く

この書簡を巡って従来の鷗外研究では、当時の新聞記事や『原敬日記』を用いて考察されてきた。これと合わせて、近年刊行が続く『倉富勇三郎日記』（国書刊行会）を援用してみたい。二〇一〇年に第一巻（大正八、九年）の刊行が始まり、第三巻（大正十二、十三年）まで出版されている。

倉富（一八五三～一九四八年）は司法官僚出身で、法制

局長官や貴族院議員などを歴任し、連載第三回で紹介したように昭和改元時は枢密院議長を務めた。大正九年当時は宮内省の部局長である帝室会計審査局長官だった。日々面会した宮内省幹部や部下との会話を、伝聞も含めて詳細に記録しており、鷗外も登場する。「メモ魔」（佐野眞一『枢密院議長の日記』講談社、二〇〇七年）と称されたほど膨大な分量で、大正期宮内省を知るための貴重な歴史的記録である。以下、特に断りがない場合は『倉富日記』からの引用に基づく。

『倉富日記』において、初めて昭憲皇太后問題が話題になるのは、大正九年六月十五日である。石原健三宮内次官の事務所を訪れた倉富に対し、石原は「前皇后の御追号を昭憲皇太后となしたるは当時の間違ひにて、明治神宮の霊所は明治天皇と昭憲皇太后にては不都合なり。之を皇后と改むるには如何すれば宜しきや」と問いかけた。倉富は「当時の告示を改めても宜しきに非ずや」と疑問を呈した。この時に石原は、榊原の意見書を倉富に渡した。鷗外が石原から相談された八日後のことである。石原は宮内省の各所に追号問題で意見を聞いて回っていたようだ。

六月十七日に倉富は宮内省調査課長の南部光臣から、次のような経緯の説明を受けた。

明治神宮に祭る際に祭神に関する告示を「皇后」と改めるよう内務省と交渉したところ、反対された。戦前の神社は内務省が管轄していた。そもそも大正四（一九一五）年五月一日に明治神宮の創立を内務省が告示した際、内務省神社局長は祭神を「皇后」とするよう主張したが、宮内省の委員が「絶対に反対」したため「皇太后」となった経緯がある。今更改めるのは、当時「皇后」を主張した委員に対してもできない、と内務省は言うのだ。

そこで石原が妥協策を提案した。まず内務省から宮内省に対して、神社に祭る際の祭文などでは「皇后」と称しても「差支なきや」と照会する。これを受けて、宮内省が「差支なき」と回答し、それを宮廷録事として官報に掲載するという案だ。内務省が応じるかは疑わしいが、交渉してみる、というのだ。

明治天皇の后だった美子の追号を巡っては、二つの告示がある。一つは、逝去して間もない大正三（一九一四）年五月九日に宮内省が出したもので、「追号」を「昭憲皇太后」とした。〈図書頭文書〉で言及された告示のことだ。

もう一つは、明治神宮創立に関するもので、神社を管轄する内務省が翌大正四年五月一日に出し、祭神の名前である「神号」を「昭憲皇太后」とした。「追号」と「神号」を巡り、「皇太后」としてしまった間違いをどちらの責任で取り繕うか、という宮内省と内務省の面子の問題となっていた。両省が対立する中、二つの告示について政治的解決をどう探るかが焦点だった。

野口　武則（のぐち・たけのり）氏
1976年埼玉県生まれ。中央大学法学部卒。2000年毎日新聞社に入社し、秋田支局、政治部、大阪社会部。小泉、野田、安倍政権で官邸の皇室問題を担当し、令和改元では代替わり取材班キャップ。政治部官邸キャップ、デスクを務め、現在は論説委員。著書に『元号戦記　近代日本、改元の深層』（角川新書）。共著に『靖国戦後秘史』（角川ソフィア文庫）、『令和　改元の舞台裏』（毎日新聞出版）がある。

書簡の日付を巡る疑義

『倉富日記』において、次に追号問題が出てくるのは七月六日。宮内書記官の二荒芳徳（ふたらよしのり）によると、「皇后」への変更が受け入れられない場合、榊原が「他に同志者もある故、相当の処置を取る」と話しているという。鷗外が宮内大臣宛文書を提出したのが六月二十三日なので、榊原が言う「同志者」に鷗外も含まれていただろう。

七月十日にも石原は倉富に「昭憲皇太后の追号を昭憲皇后とすることに付、工夫はなきや」と対処法を相談したが、倉富は「内務省にては明治神宮の祭神は明治天皇と昭憲皇太后なりと告示し居るに付、其告示を改めずして明治神宮の祭神を皇后と為さんとするは無理なり」と原則論を述べた。石原によると、帝室制度審議会総裁の伊東巳代治（みよじ）は「一旦皇太后として神霊にも申告せられたるものなる故、之を改むべきものに非ず」と、変更に反対だという。

先年、明治神宮の神号を議論した際、宮内省式部長官の戸田氏共（うじとも）が皇太后説を主張して「皇太后」と決定したという。戸田の主張は宮内省調査課長を務めた栗原広太の意見に基づくもので、「皇太后」に反対していた伊東も「今日は学者が皇后と改むることは承知せず」と、栗原らの主張に押されているというのだ。

鷗外の「書簡一三八六　六月、日不詳」には、「議は既に決しあり」とあるが、七月十日の段階で何か方針が決した様子はない。書簡一三八六は六月でない可能性が高い。

『倉富日記』では八月六日、石原が再度「何とか追号を改めずして、皇后と称する工夫はなきか」と相談し、倉富が新たな提案をした。「一と思ひに追号を改むること、為しては如何（いかん）。之を改むるならば、寧（むし）ろ昭憲の字も改め、明治皇后と為す方宜（よろ）しからん」。根底からの変更である。

石原は「改むるならば其方が宜し」と一旦同調したものの、倉富は問題点も指摘した。「皇后の方が先（さ）きに崩（ほう）せられたるとき、直（ただち）に年号を以（もっ）て皇后の追号と為すは不都合な

るべし」。しばらくして石原も「第二又第三の皇后ある様の場合には、年号を以て追号と為すことは出来ざるべし」と、別の問題点を提起した。結局、この提案は難しいとなり、倉富は「此事に付ては尚ほ攻究の必要あり」と結論づけた。

責任押し付け合う宮内省と内務省

ここまでの主な主張を整理すると、以下の三つとなる。倉富の「明治皇后」案は論外なので省く。

Ⅰ　榊原＝追号を昭憲皇太后とした宮内省の告示を「皇后」に改めるべき

Ⅱ　伊東＝昭憲皇太后の追号は神霊に申告したものなので改めるべきではない

Ⅲ　内務省＝宮内省が最初に出した追号の告示を「皇后」に改めなければ、明治神宮の祭神の神号を「皇后」と改めることはできない

ⅠとⅡは宮内省が皇后に改めるか否かの対立関係にある。Ⅲは宮内省が追号の誤りを認めて改めれば、内務省は神号を改めてもよいという考え方になる。ただし、いずれにせよ宮内省は誤りを認めようとしていない。そこで八月十日、石原が新たな提案をした。宮内省と内務省で玉虫色の決着を図る政治的妥協策と言える。

Ⅳ　石原＝宮内省告示の「昭憲皇太后」という追号には触れず、神社を管轄する内務省から明治神宮の祭神を「昭憲皇后」と称したいと宮内省に照会すれば、宮内省が同意する。

石原は、宮内省による追号の告示と、明治神宮の神号に関する告示を切り離すことで、打開を試みた。ただし、石原によると「内務大臣（床次竹二郎）、次官（小橋一太）等は、祭神として丈けでも皇后と称し度考にて照会する考へなる様なるも、神社局長塚本某（清治）が絶対に反対し居る趣に付、内務省よりも多分照会することなかるべし」という。さらに宮内省内部にも反対意見があり、「結局決定する所なし」に終わった。

〈参考文献〉
大塚美保「帝室制度審議会と鷗外晩年の業績」（『聖心女子大学論叢』一一七号、聖心女子大学、二〇一一年）
小堀桂一郎『森鷗外　日本はまだ普請中だ』（ミネルヴァ書房、二〇一三年）
野口武則「『元号考』への道程　――昭憲「皇太后」問題を巡って――」（『鷗外』一一〇号、森鷗外記念会、二〇二二年）

次回は「第五回　書簡に記された憤りの訳」